

改正案						現 行									
別表第1（第3条関係）						別表第1（第3条関係）									
部局	歳入徴収官	歳入徴収官代理	分任歳入徴収官	分任歳入徴収官代理	委任事務の範囲	部局	歳入徴収官	歳入徴収官代理	分任歳入徴収官	分任歳入徴収官代理	委任事務の範囲				
本省	大臣官房会計課長	官房長			(略)	本省	大臣官房会計課長	官房長			(略)				
			(略)						(略)						
			年金局事業管理課長	年金管理審議官	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第31条第1項の規定により厚生労働大臣が行う不正利得の徴収に関する事務及び同法に基づく年金生活者支援給付金の過誤払による返還金に係る債権の徴収に関する事務並びに厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）第2条第13項の規定に基づく債権の徴収に関する事務				年金局事業管理課長	年金管理審議官	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第31条第1項の規定により厚生労働大臣が行う不正利得の徴収に関する事務及び同法に基づく年金生活者支援給付金の過誤払による返還金に係る債権の徴収に関する事務				
			(略)						(略)						
(略)						(略)									